

平成29年第1回定例会

歌志内市議会会議録

第1日目（平成29年3月7日）

---

（午前9時54分 開会）

開会・開議宣告

○議長（川野敏夫君） おはようございます。

ただいまから、平成29年歌志内市議会第1回定例会を開会いたします。

ただいま出席している議員は8名であります。定足数を満たしておりますので、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（川野敏夫君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第84条の規定により、会議録署名議員に2番酒井雅勝さん、5番谷秀紀さんを指名いたします。

会期の決定

○議長（川野敏夫君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

この定例会を、本日から3月16日までの10日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

諸般報告

○議長（川野敏夫君） 日程第3 諸般報告であります。

事務局長に報告させます。

中嶋議会事務局長。

○議会事務局長（中嶋孝君） 報告いたします。

この定例会に付議されます議案は、市長より送付を受けた議案20件、定期監査及び財政援助団体等監査結果報告1件であります。

次に、議長の報告でございますが、平成28年第4回定例会以降、昨日までの議会動向につきましては、本日、別紙配付しております諸般報告のとおりでありますので、御了承願います。

また、本会議に説明のため出席する者、本会議の事務に従事する者等につきましては、別記記載のとおりであります。

本日の議事日程については、別紙配付してあります議事日程表のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日は全員の出席であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（川野敏夫君） 特段の発言はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） ないようですので、諸般報告を終わります。

## 報 告 第 1 号

○議長（川野敏夫君） 日程第4 報告第1号定期監査及び財政援助団体等監査結果報告についてを議題といたします。

この件については、提案説明を省略し、質疑に入りたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これで、報告第1号は、報告済みといたします。

## 市 政 執 行 方 針 演 説

○議長（川野敏夫君） 日程第5 市政執行方針演説を行います。

村上市長。

○市長（村上隆興君） ー登壇ー

おはようございます。

平成29年度市政執行方針。

平成29年第1回定例市議会の開会にあたり、新年度の市政執行に臨む私の所信と施策の大綱について申し上げ、市議会議員並びに市民の皆様に御理解と御協力をお願いするものであります。

はじめに、私は、昨年、市民の皆様からあたたかい御支援を賜り、引き続き市政を担わせていただくこととなり、その職責の重さを再認識し、市長に就任以来掲げております、人と人とのつながりを大切にする「市民と協働のまちづくり」を信条に、市民誰もが住んでいてよかったと実感できるまちづくりの実現に向け、さらに市政を推進してまいります。

さて、我が国は、長く続いたデフレからの脱却を目指すため、アベノミクス「三本の矢」による経済の再生、さらに誰もが生きがいを持って充実した生活を送ることができる一億総活躍社会の実現を目指した「新・三本の矢」を打ち、少子高齢化という構造問題に正面から立ち向かい、成長と分配の好循環の実現に向け取り組んでいます。

北海道においても、人口減少の危機突破を最重要課題とした、「北海道創生総合戦略」の重点プロジェクトを中心に、地域創生を進めるための取り組みを加速化しているところであり、

これまで築いてきた仕組みや基盤を活用した取り組みが行われています。

本市においては、昨年度からスタートした「歌志内市総合計画」に沿ってまちづくりが進められており、人口減少や少子高齢化などの本市が抱える課題に対して、重点プロジェクトをはじめ、各種事務事業を行っているところであります。

しかし、本市における財政構造につきましては、歳入の半分以上を地方交付税に依存しており、財政力指数は全国で最低レベルとなるなど、非常に厳しい状況にあるため、市民にとって真に必要とするサービスの実現に向け、事業の選択と集中を徹底し、基本理念である「みんなで創る笑顔あふれるまち」の実現に向け、「歌志内市総合計画」を着実に取り組んでいく1年としてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、平成29年度に取り組む主要施策の大綱について申し上げます。

第1は「市民と協働で創るまち」であります。

地方分権の進展とともに、地方自治は、時代の変化への対応や、自らの発想と創意工夫により個性を活かした自立が求められております。

このため、引き続き基礎自治体としての役割を果たすべく、市民サービスの向上のため、多くの市民との対話を進め、多様な行政ニーズの把握に努めるとともに、地域団体等が取り組む地域づくり活動に対して必要な支援を行い、市民主体のまちづくりに取り組んでまいります。

広報広聴活動につきましては、「広報うたしない」をわかりやすく親しみやすい紙面にするため、広報モニターからの御意見を反映しながら、文字の種類や大きさ等を含め、紙面編集の工夫に努めてまいります。

また、市の公式ホームページは、より早い情報提供の場として、地域おこし協力隊のフェイスブックと連携を図るとともに、見やすくて確かな情報発信に努めてまいります。

なお、市民ニーズの把握と行政情報の共有などを目的に、引き続き地区別市政懇談会や町内会連合会との情報交換会、小中学生との語る会やふれあい市長室を開催し、市民と直接対話する機会を設けてまいります。

本年度は、明治30年に歌志内戸長役場が設置されてから120年を迎える節目の年になりますので、開基100年に発行した記念要覧以降20年間の歴史と歩みを振り返る記念誌を発行いたします。

非核平和活動につきましては、市民の平和に対する意識の高揚を図り、恒久平和を願う啓発活動を、引き続き推進してまいります。

また、多様化する行政課題への対応に向け、研修参加などにより職責に応じたスキルアップを図るとともに、職員の自己啓発と資質向上のため、先進地への自主研修を継続してまいります。

次に、本市の財政運営につきましては、人口減少の影響により非常に厳しい状況にあることを再認識した上で、限られた財源を効率的、効果的に活用し、中長期的に持続可能な財政構造を確立しながら、将来世代に過大な負担を残さぬよう財政の健全化に努めてまいります。

また、ふるさと応援寄附を通じて、本市のまちづくりを応援していただける方をさらに増やすため、寄附をいただいた方への謝礼品を充実するとともに、情報発信に努めてまいります。

広域行政の推進につきましては、中空知広域市町村圏組合による圏域振興に向けた各種広域連携事業に参画するとともに、「定住自立圏形成協定」に基づく圏域の市町との連携強化や、北海道空知地域創生協議会での空知全体の活性化のため広域的事業を推進することにより、住みよい地域づくりに努めてまいります。

情報化に関する取り組みにつきましては、住民サービスの向上及び行政運営の安定化と効率

化を図るため、必要なシステム機器を更新し、維持管理に努めてまいります。

また、昨年度実施した自治体情報セキュリティ強化対策に加え、今年度においては総合行政システムを単独クラウド化へ移行することにより、本市の情報資産を適正に保護・管理するとともに、平成29年7月より情報連携が開始される社会保障・税番号制度に対するセキュリティの強化にも努めてまいります。

第2は、活力と魅力あふれるまちであります。

道内経済は全体として緩やかな回復傾向にあると言われておりますが、本市を含め経営基盤が脆弱な中小企業においては、景気回復を実感するには至っておらず、引き続き、厳しい経営環境に置かれております。このため、商工会議所が実施するプレミアム付き商品券発行事業への支援、市内事業者の声を行政施策に反映させる仕組みづくり、さらには創業支援に係る情報提供など、活力ある地域経済を目指し取り組んでまいります。

鉱業の振興につきましては、空知炭礦グループによる露頭炭採掘事業の継続並びに安定創業に向け、関係機関と連携のもと支援してまいります。

農業の振興につきましては、ワイン用ぶどう試験栽培事業が2年目を迎え、獣害対策用フェンスの設置及び苗木の新植など、本格的な栽培を開始いたします。

また、葉野菜の水耕栽培事業の安定化に期待するとともに、改めて葉草栽培事業の可能性調査を行うなど、第一次産業の振興及び6次産業化に向け取り組んでまいります。

なお、エゾシカ等の有害鳥獣対策につきましては、猟友会と連携のもと春秋の一斉駆除活動の継続など対策を講じてまいります。

札幌歌志内会は、設立30周年を迎え、本年9月に地元での記念総会を開催する予定で準備に入っており、市民との交流促進を含め、できる限り支援してまいります。

次に、観光事業につきましては、指定管理者制度により運営されている、かもし岳温泉、スキー場、道の駅附帯施設において、訪れる利用者に一層親しまれるよう、それぞれの機能や特性を十分発揮することを求めるとともに、老朽化している施設の一部について改修を進めてまいります。

なお、道の駅附帯施設によるSNSの活用や外国語表記を含めたパンフレットの制作など、本市の魅力を広く発信する「観光情報発信事業」に対しては、観光入込客増による地域経済活性化を期待し、継続支援してまいります。

また、地域特産品づくりにつきましては、特産品開発支援事業の活用促進を図るとともに、市内組織による「歌志内オリジナルの土産品」づくりの検討を継続してまいります。

チロルの湯を経営する株式会社歌志内振興公社につきましては、昨年8月からの道道文珠砂川線通行止めによる影響が大きいものの、人件費をはじめとする経費節減など収支の安定化に努力されております。

今後も経営改善とサービス向上に努められ、持続的な安定経営を目指すとともに、市民の憩いの場、健康増進のための主要施設として運営に当たられるよう指導の上、必要な支援を講じてまいります。

次に、労働行政につきましては、滝川ハローワーク管内では新規学卒者をはじめ雇用情勢は上向きとのことでありますが、市内事業所においても雇用のミスマッチ解消など安定した人材確保が課題となっていることから、商工会議所やハローワークと連携を図り、雇用の維持と各種制度の情報提供等に努めてまいります。

定住化対策につきましては、東光団地の分譲促進を初め、住宅建設等奨励金制度の拡充や、子育て支援と教育の充実など、各種支援制度などのPRにより、定住の促進を図ってまいりま

す。

また、北海道や中空知広域市町村圏組合、北海道移住促進協議会等の関係機関と連携を図り、移住定住に関する地域情報の発信・提供を継続してまいります。

地域おこし協力隊の活用につきましては、引き続き、有害鳥獣対策などの活動やワイン用ぶどう試験栽培、市の魅力や郷土文化などの情報発信を推進する活動を進め、隊員の定住・定着を図ってまいります。

地域間交流の促進につきましては、市内への交流人口拡大に向け、各種イベントや大会、行事など地域活動を実践する団体への支援を継続し、地域活性化に結びつけてまいります。

第3は、健康で心ふれあうまちであります。

地域福祉の推進につきましては、昨年度に見直しを行った「歌志内市地域福祉計画」の各種施策を着実に実行するとともに、新たに社会福祉協議会に委託して実施する「つどいの場事業」や継続事業を含め、市民が引き続き安心して暮らせる福祉のまちづくりを目指してまいります。

高齢者福祉の推進につきましては、高齢者の皆様が住み慣れた地域で安心して生活が続けられるよう、高齢者の立場に立った視点で支援してまいります。

また、様々な職種の関係者が協働して、個別支援のあり方と地域課題の検討を行う「地域ケア会議」を引き続き開催し、会議の充実を図り、「地域包括ケアシステム」の円滑な構築に向け取り組んでまいります。

本年度より開始する「認知症総合支援事業」では、認知症ケアパスの作成と認知症地域支援推進員の配置、さらに、空知中部広域連合を中心として、その構成市町と砂川市立病院認知症疾患医療センターがチームとなって取り組む「認知症初期集中支援チーム」の円滑な事業展開を図ってまいります。

児童福祉の推進につきましては、「歌志内市子供・子育て支援事業計画」に基づき、次代を担う子供たちが健やかに生み育てられる環境の整備を図るとともに、認定こども園の開設に向けて教育委員会との連携のもと検討を進めてまいります。

障がい者福祉の推進につきましては、障害者総合支援法及び「第4期歌志内市障がい福祉計画」に基づき、障がいのある人が自立して生きがいを持ち、安全で安心して暮らすことができるよう、各種サービスの提供を推進してまいります。

なお、本年度は「第4期歌志内市障がい福祉計画」の最終年でありますので、これまでの各種サービスの利用実態を踏まえ、関係機関と連携し見直しを行ってまいります。

次に、保健行政の推進につきましては、「歌志内市健康増進計画」に基づき予防対策事業及び健康づくり事業を推進してまいります。

特に健康寿命の延伸を中心課題ととらえ、生活習慣病の発症予防や重症化予防対策を推進するため、各種健康診査の受診率向上に努めてまいります。

各種がん検診につきましては、がん検診推進事業や、昨年度から実施した大腸がんの個別検診を継続するとともに、受診の促進と異常の早期発見を図るため、各種がん検診の自己負担を500円に、市民税非課税世帯は無料といたします。

感染症対策につきましては、任意接種であります子供のインフルエンザ予防接種の全額助成を継続するほか、昨年度より定期接種となった日本脳炎予防接種の周知対象を拡大し、感染予防に努めてまいります。

母子保健対策につきましては、妊産婦の健康管理と乳幼児の健やかな成長のため、健康診査をはじめとする各種保健事業を推進するとともに、安心・安全な出産の確保と子育て世帯の経

済的負担軽減を図るため、妊婦一般健康診査の助成を継続実施してまいります。

病院事業につきましては、国の「新公立病院改革ガイドライン」に基づく、病院経営の改善等を踏まえ、新たに策定した「歌志内市立病院経営健全化計画」（平成29年度～平成33年度）を基本として、健全な経営に取り組んでまいります。

また、市内の基幹病院として市民の初期医療を担うため、診療体制につきましては、内科・小児科の2診療科、入院病棟は医療療養病床60床で運営するとともに、医療体制につきましては、診療に支障を来さぬよう医師をはじめとする医療従事者を確保し、安定的な医療の提供に努めてまいります。

さらに、中空知医療連携ネットワークシステム「そらーねっと」が昨年7月に運用開始となったことにより、地域におけるきめ細やかな医療連携を図るとともに、円滑で効率的な、さらには安全で質の高い医療を提供してまいります。

次に、国民健康保険事業につきましては、空知中部広域連合の計画に基づき、医療費の適正化を図り各種保健事業を推進し、被保険者の健康の保持・増進及び事業の健全な運営に努めてまいります。

なお、平成30年度からは北海道が中心的な役割を担うことになり、国保事業が広域化し、財政運営の安定が図られます。このため、新たな保険税率の検討など、北海道への事務事業移管に向けた準備を進めてまいります。

後期高齢者医療事業につきましては、被保険者が安心して医療が受けられるよう、運営主体の北海道後期高齢者医療広域連合の計画に基づき、制度の円滑な運用に努めてまいります。

また、子供の医療費助成につきましては、子育て世帯の経済的負担を軽減し、次代を担う子供たちの保健の向上と健やかな育成を図るため、引き続き18歳までの医療費無料化を実施してまいります。

第4は「安心して快適に暮らせるまち」であります。

市民が安全で安心して暮らせる生活空間を創造するため、道路や河川について日常的なパトロールを行い市民の皆様の安全確保に努めてまいります。

なお、北海道が管理する道路や河川、治山事業につきましても、維持修繕等の要望を行うとともに、連携を図ってまいります。

道路事業につきましては、本町川沿線道路改良事業の未改良部分の改修事業を行ってまいります。

また、消費電力の節減と老朽化対策として、街路・防犯灯のLED化について引き続き計画的に整備を進めてまいります。

河川整備につきましては、災害に強いまちづくりを構築するにあたり、沢町川の氾濫対策を進めるために、雨水対策事業の一環として、道道赤平奈井江線から下流ペンケ歌志内川までの区間の河川改修事業を行ってまいります。

また、若鍋川の護岸改修工事につきましては、本年度最終工事として整備を終える予定であります。

治山事業につきましては、引き続き三坑の沢の未改修部分の整備を進めてまいります。

なお、昨年被災した市道からペンケ歌志内川までの下流につきましては、災害復旧工事として整備いたします。

また、山腹の治山施設から流下し道道の雨水ますに接続する排水溝につきましては、土砂や流木による閉塞を軽減させるため、除外施設の整備を行ってまいります。

次に、市営住宅の整備等につきましては、快適な住環境のため、昨年「本町高齢者専用住

宅」を開設し、日常的に除雪を要しない、低廉な住宅として居住環境の整備を行ってきたところであります。本年度につきましても、歌志内市公営住宅等長寿命化計画に基づき、神威神楽岡地区改良住宅3棟20戸の無落雪化工事を引き続き行っていくとともに、これまで住民の皆さまに御負担をいただいていた、自動車保管場所の土地貸付料については、廃止することいたします。

また、平成8年に建設した神威シルバーハウジングの屋根・外壁につきましては、耐久性を維持させるため、改修工事を行ってまいります。

なお、老朽化住宅の解体については、中村中央地区改良住宅2棟8戸の解体除却を行い、環境改善とコンパクトなまちづくりの推進に努めてまいります。

このほか、市営住宅敷地内に設置している老朽化した防犯灯につきましては、年次的にLED照明への切りかえを行ってまいります。

上水道事業につきましては、3市1町で構成する中空知広域水道企業団の管理のもと、安全で安定的な水道水の供給が確保されるよう努めてまいります。

下水道事業につきましては、水洗化促進と施設の維持管理を行っており、計画区域内の全戸数に占める水洗化率は、平成28年12月末現在で94.4%、2,203戸で、より快適性の向上を図るため、未整備住宅への水洗化促進に努めてまいります。

次に、環境衛生事業の推進につきましては、ごみの不法投棄や不適正排出の防止を図るため、看板の設置や広報紙・巡回による啓発を行い、環境美化に努めてまいります。

また、資源回収奨励金の交付による、資源回収団体の活動を支援することにより資源物の回収を促進するなど、市民、地域、団体等と協働で、ごみの減量と再資源化を推進してまいります。

可燃ごみの処理につきましては、本市に建設された中・北空知廃棄物処理広域連合の焼却施設において円滑に適正処理されるよう、広域連合等と連携を図るとともに、広域連合から受託した焼却灰を処理する専用施設として、東光最終処分場を適正に管理運営してまいります。

し尿等の処理につきましては、石狩川流域下水道組合と連携を図りながら、適正な共同し尿処理に努めてまいります。

消防行政の推進につきましては、災害の多種多様化、大規模化に対応する消防体制の強化を進めるため、指揮広報車や救急資機材の整備充実に努めてまいります。

火災予防につきましては、防火対象物への立入検査による違反是正を徹底し、防火指導等による啓発活動の強化を図り、無火災の継続に努めてまいります。

救急業務につきましては、メディカルコントロール体制及び救急隊員の知識、技能を高める生涯教育を充実し、救急救命体制の高度化を進めてまいります。

なお、消防の広域化につきましては、「北海道消防広域化推進計画」に基づき、協議してまいります。

次に、防災対策につきましては、昨年の水害で得た貴重な経験や教訓を今後活かすべく、災害対策本部体制や防災情報提供方法の見直しを行うとともに、土のうステーションの設置や段ボールベッドなどの防災資機材の整備を行ってまいります。

また、避難訓練の実施や土砂災害警戒区域などの防災情報を提供し、市民の防災・減災意識の高揚を図るとともに、自主防災活動の普及啓発に努めてまいります。

防犯対策につきましては、犯罪のない安全で安心なまちづくりを目指し、自主防犯活動に取り組む諸団体への支援や、防犯意識の向上を図るとともに、関係機関との連携を密にし、地域ぐるみによる防犯体制の強化に努めてまいります。

交通安全の推進につきましては、今後も交通事故のない安全なまちづくりを進めるため、関係機関・団体と連携した交通安全運動及び啓発活動を通じ、交通安全意識の高揚と交通マナーの向上に努めるとともに、交通事故抑止に向けた対策を推進してまいります。

消費者行政の推進につきましては、複雑・巧妙化する悪質商法や振り込め詐欺などの消費者被害の未然防止と被害相談等の迅速な対応を図るため、関係機関・滝川地方消費者センター・団体と連携をし、消費者保護に努めてまいります。

第5は、豊かな心を育む教育と文化のまちであります。

高度情報化社会の中では、コンピューターに置きかえることのできない、人の創造力や感性、高い志といった、心の豊かさが一層重要になってくるため、将来を担う子供の力を最大限に伸ばし、個性や能力を引き出すことが大切であります。

一方で、少子化や教育改革などに伴い、近年の学校や子供たちを取り巻く環境は、ますます多様化、複雑化しているため、地域に合った教育システムを構築する必要性が高くなっています。

このような状況の中、本市においては少ない子供の人数であっても、より質の高い教育水準を維持、確保するために、地域の力を活用した学校運営や、小・中一貫校など、望ましい学校教育のあり方について総合教育会議を開催するなど、教育委員会との意思疎通を図りながら検討してまいります。

社会教育につきましては、昨年度に策定された「第7次歌志内市社会教育中期計画」を尊重し、家庭や地域における教育力の向上や、体験活動などを通じた子どもの健全育成と非行防止に尽くしてまいります。

加えて、コミュニティセンターや郷土館など、社会教育施設を維持するための整備や、施設を活性化させる事業の開催を促進することにより、成人や高齢者の教育機会の充実に努めるとともに、文化・芸術、スポーツに関わる事業を進め、関係団体等の活動を支援してまいります。

私から教育分野の概略について説明いたしました。具体的な施策などにつきましては、別途、教育長からの教育行政執行方針の中で申し上げることといたします。

以上、平成29年度の市政執行に臨む私の決意と、主要な施策の大綱を述べさせていただきました。

むすびに、我が国の経済は、緩やかな回復基調が続いているとされていますが、地方においては「アベノミクス」が十分浸透しているとは言いがたく、依然として大きな課題が山積しているのも現状であります。

このような中、私は、歌志内市総合計画を着実にかつ効果的に実施することが歌志内にとって必要なことだと考えております。

本年、平成29年は歌志内誕生120年、来年、平成30年は市制施行60年を迎える節目の年であります。

今から約120年前、歌志内の地に炭鉱を中心としたまちを築き上げた先人たちの血と汗は、長い歴史の荒波に揉まれながらも、今を生きる私たちに脈々と受け継がれてきております。

かつて人口4万6,000人を超え、炭都として隆盛を誇った当時の面影はありませんが、ワイン用ぶどう試験栽培事業や認定こども園建設など総合計画に沿った新たなまちづくりに向けた事業がスタートしております。

人口減少や少子高齢化、厳しい財政状況や様々な課題が前途を塞ぎ、大きな苦難が予想され



ますが、歌志内を愛する市民の皆様とともに、これらの試練を乗り越えるべく全力を傾けてまいります。

議員各位並びに市民の皆様には、今後とも一層の御理解とあたたかい御支援を賜りますようお願い申し上げます、平成29年度の市政執行方針といたします。

○議長（川野敏夫君） これより、教育行政執行方針演説を行います。

森塚教育長。

○教育長（森塚勝敏君） －登壇－

おはようございます。

平成29年度教育行政執行方針。

平成29年第1回定例市議会の開会にあたり、教育行政の執行方針について申し上げます。

はじめに、我が国は世界に類のない人口減少時代を迎えており、地方の過疎化、少子高齢化に拍車をかけています。

このような状況の中、中央教育審議会の答申では、「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」がまとめられ、目指すべき方向として、目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子供たちを育む学校づくりや、学校を核とした地域づくりの推進などが盛り込まれ、社会総掛かりでの教育を求め、地域と学校のパートナーシップによる新しい時代の教育と地方創生の実現を訴えています。これを受け、文部科学省では、「次世代の学校・地域創成プラン」を策定し、具体的な取り組みを進めています。

本市においても人口減少と少子高齢化というまでもありませんが、この状況を打開すべく策定された「歌志内市総合計画～みんなで創る笑顔あふれるまち～」及び同計画と連動した歌志内市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げている「オンリーワンの子育てと教育による人づくりを大切にすまち」は、まさに中教審の答申を先取りするものでありますので、総合計画の実現に向けて、歌志内市教育大綱の基本目標である「豊かな心を育む教育と文化のまち」を目指した教育行政に全力を尽くしてまいります。

教育は「人づくり」であるという原点に加え、教育は「未来のまちづくり」でもあるという考え方に基づいて諸施策を推進してまいります。

次に、主な施策について申し上げます。

第1は「幼児教育の充実」であります。

家庭における教育は、すべての教育の出発点とされています。家族のふれあいを通して子供は、基本的な生活習慣や生活能力、倫理観、社会的なマナーなどを学び始めます。

幼児期は、心と体の発達の基礎を形成する最も重要な時期であり、幼稚園における集団での遊びや自然との触れ合いを初め、幼・小・中が一貫して基礎体力の向上を図る取り組みや、外国語指導助手の派遣により、国際的な感覚を培うとともに、将来における学力向上に引き続き取り組んでまいります。

さらに、平成30年度開園予定の認定こども園において、保健福祉課と連携し、より充実した教育課程の作成やその他教育・保育が提供できるよう努めてまいります。

また、本年は、歌志内幼稚園としての最終年ではありますが、学校支援地域本部事業と連動し、地域に根ざした幼稚園になるよう努めてまいります。

第2は「学校教育の充実」であります。

急速な社会情勢の変化に加え、地域との協働体制の構築やグローバル化などに伴う教育改革が進められ、平成32年度から学習指導要領が大きく改訂されるなど、時代の変化に対応しう

る教育活動の展開が求められています。

さらに、学校が、児童生徒や保護者はもちろん、地域からも信頼を得るためには、学校力、教師力、連携力の向上に努めるとともに、危機管理意識を高め、児童生徒にとって心身ともに安心・安全に過ごせる環境の維持、整備に努めてまいります。

小中一貫教育の制度化にかかる改正学校教育法等が、平成28年4月に施行されたことに伴い、設置者が地域の実情に応じて、小中一貫教育を導入できることとなったため、小学校、中学校において教育課程の設定など具体的な計画づくりを進め、小中一貫併設校の方向性について検討を行ってまいります。

学校は、子供たちが最優先に尊重され、子供が自分の居場所を実感できることが大切です。そのために、インクルーシブ教育の理念に基づいた、一人ひとりのニーズに応じた支援や特別支援教育の充実を図ります。

また、各学校で策定している「いじめ防止基本方針」に基づいた細やかな取り組みなど、子供の人権・命の尊厳の視野に立ち、どんなに小さなことでも決して見逃さず、迅速で適切な対応をし、家庭・関係機関とより密接な連携を図って最善を尽くしてまいります。

学校給食につきましては、メニューの工夫・改善を図りながら、安心・安全な給食提供に努めるとともに、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるよう、発達段階に応じた食育指導に取り組んでまいります。

さらに、児童・生徒の家庭が安心して子育てに集中できる環境を整えるため、給食食材費、補助教材費及び高等学校等就学支援金等の助成を継続するとともに、本年度から小・中学校の修学旅行費用を全額助成する制度を新設し、各家庭の負担軽減に努めてまいります。

第3は、社会教育の充実であります。

最初に、地域における子供の健全育成の推進につきましては、子供が将来に対して夢や希望を持ち、限らない可能性に向かって健やかに育つためには、学校や家庭を離れた地域において、社会や多くの人々と関わりながら経験を積み重ねる必要があります。自立心や主体性、協調性、チャレンジ精神、責任感、想像力、コミュニケーション能力、変化に対応する力などの育成が求められています。

子供の中には、人とのコミュニケーションを取ることを苦手としたり、基本的な生活習慣や規範意識を身につけられなかったりする事例が増加しています。

このため地域の中で、生きる力や豊かで強い心を育むとともに、学校で学んだことを社会で生かすことができるよう、種々の体験活動や異年齢交流などの機会を設けてまいります。

今日、国ではコミュニティ・スクールの取り組みが推進され、地域と相互に連携・協働した活動を展開することが求められます。コミュニティ・スクールの理念は未来を創り出す子供たちの成長の種に学校のみならず、地域住民や保護者を含め、国民一人ひとりが教育の当事者となり、社会総掛かりで教育の実現を図ることを目的としています。

こうした経緯を踏まえ、本市においても、学校支援地域本部事業を継続実施することなどにより、地域ぐるみでの子供の教育を目指すとともに、児童館での書道教室やコミュニティセンターでの公的学習塾など、施設や人材などの地域資源を有効に活用した学校・家庭・地域連携協力事業を推進してまいります。

また、子供が地域で安心して過ごすことができるよう、巡視や見守り活動を続けるとともに、東光児童館及び神威児童センターのトイレを一部洋式化し、環境改善を図りながら、放課後や休日の居場所づくりを実施してまいります。

このような取り組みを通じて、地域の温かい眼差しの中で、次世代を担う子供たちが自らの

力で未来を切り拓いていくことができるような社会の実現を目指してまいります。

成人・高齢者教育及び社会教育施設における教育活動の推進につきましては、成人の多くが、地域の中心となり地域を盛り上げる活動や行事及び防犯活動に積極的に取り組むよう啓蒙を図ります。

また、高齢化の著しい本市において、多くの高齢者が、積極的に社会参加や地域交流をし、それぞれが有する知識や技能を活かすことのできる機会を促進してまいります。

コミュニティセンター「うたみん」は、地域の拠点として、知識や技能、経験を活かす機会を設け、市民間・世代間の交流を促進し、サークル活動の充実及び利用拡大を図ってまいりました。本年度は、若い世代にも快適に利用されるようWi-Fiスポットとして、ホワイエに公衆無線LANを設置するほか、施設の主棟部分の暖房設備をFF式に改修し、より利用されやすい環境整備を進めてまいります。

図書館は、誰もが利用しやすい環境づくりを進めるために、蔵書の更新、テラス席を設置いたします。

また、道立図書館等との相互貸出やインターネットサービスの充実に努め、子供の学習の場としても利用促進に努めてまいります。

郷土館「ゆめつむぎ」は、正面入口の時計塔の外壁塗装など、施設整備を行うとともに、展示物の活用を促進し、入館者の増加に努めてまいります。

旧空知炭鉱倶楽部「こもればの杜記念館」は、施設の老朽化に対応し、屋根の一部葺き替えなどを行い、施設維持に努め、貴重な歴史的資産として保存してまいります。

第4は、芸術・文化・スポーツの充実であります。

本市の芸術・文化活動は、炭鉱が盛んな時代に、各会社の福利厚生事業や、本市に集まった多彩な人材によって発展し、支えられてきた経緯があります。

芥川賞作家の高橋揆一郎氏をはじめ、全道・全国に名を残す画家や書家を輩出し、これらの人々によって文化連盟が発足するなど、近年まで活発な芸術・文化活動が展開されてきました。

一時期に比べ、人口や人材の減少により、華やかに活躍する人は少なくなっていますが、和太鼓の活動が若い人に継承されています。

社会体育施設におきましては、市民体育館のトイレを一部洋式化することとし、利用者の利便性の向上を図るとともに、近隣市町の体育施設やプールの共同利用などを促進してまいります。

また、子供から高齢者までの幅広い世代が参加できるスポーツやレクリエーションの機会を提供するなど、体を動かすことによる健康の保持・増進に努めてまいります。

以上、本年度の教育行政に臨む私の決意を申し述べましたが、いずれの取り組みもその目指す先には、子供たちの未来があり、私たちの社会の未来があります。

新しい時代を拓く、力強く創造性あふれる人材の育成に向けて、また、教育を通じた地域づくりにも貢献するよう、関係機関及び諸団体との密接な連携を保ち、教育・文化・スポーツの振興に最善を尽くす所存であります。

市議会をはじめ、市民の皆様の教育行政に対するより一層の御理解と御協力を心からお願い申し上げます。平成29年度の教育行政執行の方針といたします。

○議長（川野敏夫君） これをもちまして、市政執行方針及び教育行政執行方針演説を終わります。

なお、ただいまの市政執行方針及び教育行政執行方針を含む一般質問につきましては、9

日、10日の両日を予定しております。

## 議 案 第 1 号

○議長（川野敏夫君） 日程第6 議案第1号歌志内市国民健康保険事業財政調整基金条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第1号歌志内市国民健康保険事業財政調整基金条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、国民健康保険財政の健全な運営を確保するための基金を設置し、その管理及び処分に関し必要な事項を定めるため、この条例を制定しようとするものでございます。

次ページの本文にまいります。

歌志内市国民健康保険事業財政調整基金条例。

第1条は、設置の規定でございます。

今後の国民健康保険事業の財政を調整し、円滑な運営を確保するため、新たに歌志内市国民健康保険事業財政調整基金を設置するものでございます。

第2条は、積み立ての規定でございます。

基金へは国民健康保険特別会計の歳計剰余金を予算で定め、積み立てるものでございます。

第3条は、管理の規定でございます。

基金の管理方法は、金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法により管理するものでございます。

第4条は、運用益金の処理の規定でございます。

基金の運用益につきましては、国民健康保険特別会計予算に計上した上で、この基金に編入するものでございます。

第5条は、繰替運用の規定でございます。

財政上、必要があると認めるときには、確実な返還方法等を定めることで、基金の現金を一時運用することができるものでございます。

第6条は、処分の規定でございます。

積み立てた基金につきましては、国民健康保険財政の健全な運営を図る場合に処分できること。

また、第2項は、国民健康保険特別会計予算に計上した上で基金を処分しなければならないとするものでございます。

第7条は、委任の規定でございます。

この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、市長が別に定めることとするものでございます。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 今回の基金条例なのですけれども、今後国民健康保険事業が北海道のほ

うの広域化に移行するという話がされております。この北海道への広域化を想定してということも考えられる条例なのか、伺いたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 小玉市民課長。

○市民課長（小玉和彦君） 今回基金は、本来国保会計の収支の均衡を保つため、赤字補填のために取り崩す基金としての機能となりますけれども、今回そのほかに北海道の広域化へ移行することを前提に財政基盤の安定・強化の観点から、基金を積み立てるものでございます。

平成30年度からの広域化に伴い、この基金を利用して保険税の急激な引き上げとならないように、激変緩和を図るために基金条例としているところでございます。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 今の答弁で、やっぱり広域化のほうに移行する際にということを考えていると思うのですが、北海道のほうに移行になった場合、一回歌志内市で保険料、保険税を集めて北海道に100%納入しないとだめな形になってくると思うのですが、その分やっぱり今大変歌志内国保料金が安い状況になっていて、単一化になるとかなり金額が上がるのではないかと試算を、この間常任委員会のほうでも報告されておりました。

そういうふうになると、やっぱり住民負担が多くなると。多くなってくるとなかなかお金が徴収できないという状況も出てきて、それに対して100%北海道にお金を納めないという状況になってくると、なかなかその100%というのが難しい状況になってきて、その100%に足りない分を今回のこの基金から少しでも取り崩して、北海道にお金を納めるという形になると考えてよろしいのですか。

○議長（川野敏夫君） 小玉市民課長。

○市民課長（小玉和彦君） 常任委員会でも説明させていただいております、1人当たり現在、北海道の試算との差は3万8,880円となります。これを何とか解消していくというような保険税の改正を検討していくこととなりますけれども、その中で、今おっしゃった滞納分の関係、これらは当然お話に出てくるものだと思います。現状そこまでこれを基金として埋めるのかということまでは、まだ現時点では考えておりませんが、基本的にはどこの市町村も、その滞納分を含めて上乘せした形で保険税を徴収するというようなことで、考え方はそういうことでの保険税の設定になっております。

しかしながら、今回の部分については、そこら辺も含めて、これからの保険税の改正を検討していきたいというふうに思っております。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第1号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

ここで、10分間休憩いたします。

午前10時58分 休憩

午前 11 時 07 分 再開

○議長（川野敏夫君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

## 議 案 第 2 号

○議長（川野敏夫君） 日程第 7 議案第 2 号歌志内市個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第 2 号歌志内市個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 65 号）の施行に伴い、関係条文を整備しようとするものでございます。

次ページの本文にまいります。

歌志内市個人情報保護条例等の一部を改正する条例。

歌志内市個人情報保護条例の一部改正。

第 1 条、歌志内市個人情報保護条例（平成 13 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料とあわせて御説明いたしますので、定例会資料の 1 ページをごらん願います。

第 1 条は、番号利用法の改正において、情報連携に関する規定整備として 1 条追加されたことにより、条例で引用している条項が繰り下がることから条文を改めるものでございます。

続きまして、第 2 条、歌志内市個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成 27 年条例第 18 号）の一部改正について御説明いたします。

これは平成 27 年の第 3 回定例会で議決いただいた改正条例について、所要の整備を行うものであります。

個人情報保護条例第 2 条は定義の規定でございますが、第 1 条と同様番号利用法の改正における条の追加により、記載事項を整備するものでございます。

個人情報保護条例第 23 条は、訂正請求等に対する決定等の規定でございますが、番号利用法の改正において、特定個人情報の提供の制限の規定に情報連携にかかる新たな規定が加えられたため、記載事項を整備するものでございます。

本文の附則に戻ります。

附則、この条例は、平成 29 年 5 月 30 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、公布の日から施行する。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第2号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

### 議 案 第 3 号

○議長（川野敏夫君） 日程第8 議案第3号歌志内市定住促進条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第3号歌志内市定住促進条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、市内への定住人口の増加を図るため、定住を奨励するための措置を拡充するなど、関係条文を整備しようとするものでございます。

次ページの本文にまいります。

歌志内市定住促進条例の一部を改正する条例。

歌志内市定住促進条例（平成26年条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料とあわせて御説明いたしますので、定例会資料の3ページをごらん願います。

第2条第7号を次のように改める。

第7号、転入者、市外に住民登録をしていた期間が、転入日以前に継続して1年以上あり、転入後1年未満の者をいう。

これは転入者に対する定義を、過去1年間市内に居住していなく、転入してから1年を経過していない者と、より明確にするために改めるものでございます。

別表、新築の項を次のように改める。

別表につきましては、歌志内市への定住人口の増加を図り、定住を奨励するため奨励金のうち規則で定める住宅用地に住宅を新築した場合に、加算要件4として奨励金額を100万円追加するものでございます。

規則で定める住宅用地ですが、現在、市が分譲している東光団地2区画と市が販売を行っている本町地区の宅地1カ所を予定しており、この奨励金の追加を契機として分譲団地等の完売や場合によっては、新たな分譲団地の検討などへと発展することが期待されます。

また、本条例の改正により規則で定める住宅用地に住宅を新築した場合、基本要件と加算要件4を合計した奨励金の最低額として、市内居住者については250万円、転入者については300万円が支給されることとなり、住宅用地購入や転居費用の負担軽減に役立てることができま

す。

本文の附則に戻ります。

附則、この条例は、平成29年4月1日から施行する。

以上でございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第3号については、議長を除く7名の委員をもって構成する条例予算等審査特別委員会を設置し、これに付託の上、会期中の審査にしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、本件は、7名の委員をもって構成する条例予算等審査特別委員会を設置し、これに付託の上、会期中の審査に付することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました条例予算等審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長を除く7名の議員を指名したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

ただいま指名いたしました7名の議員を条例予算等審査特別委員に選任することに決定いたしました。

## 議 案 第 4 号

○議長（川野敏夫君） 日程第9 議案第4号歌志内市職員給与条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第4号歌志内市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

はじめに、このたびの改正の根拠となります平成28年人事院勧告における扶養手当見直しの概要につきまして、資料に基づき御説明いたしますので、定例会資料4ページをお開き願ひます。

人事院勧告の概要として関係部分を抜粋しております。上段をごらん願ひます。

国における扶養手当の見直しであります。民間企業及び公務における配偶者を扶養親族とする職員の割合が減少傾向にあることなど、近年の扶養手当をめぐる状況の変化等を踏まえ、配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当て額と同額まで減額し、それにより生ずる原資を用いて子に係る手当額を引き上げることとなっております。

また、この改正により減額となる受給者への影響をできるだけ少なくするため、段階的な措置が講じられております。

右側に記載している表につきましては、改正後における各年度別の扶養手当額をまとめたものでございます。



それでは、議案に戻りまして、歌志内市職員給与条例の一部改正について御説明いたします。

提案理由は、平成28年の人事院勧告により改定された国家公務員の扶養手当に準じ、本市職員に係る扶養手当の改定を行うため、歌志内市職員給与条例の一部を改正しようとするものでございます。

次ページの本文にまいります。

歌志内市職員給与条例の一部を改正する条例。

歌志内市職員給与条例（昭和29年条例第43号）の一部を次のように改正する。

第14条は、支給範囲の規定でございますが、扶養親族のうち孫についての事項を新たに設けるほか、記載事項について整備するものでございます。

第15条は、扶養手当の月額の規定でございますが、配偶者及び父母等の手当て額を6,500円に、子の手当額について1万円に改正するものでございます。

第16条は、扶養親族の届け出の規定でございますが、改正後においては配偶者の有無にかかわらず同様の取り扱いとなることから、不要となる条文を削るほか記載事項について整備するものでございます。

第17条は、扶養手当支給の始期及び終期の規定でございますが、第15条及び第16条の改正に伴い記載事項について所要の改正を行うものでございます。

附則、第1項は施行期日でございます。

この条例は、平成29年4月1日から施行するものでございます。

第2項は扶養手当に関する特例でございます。

これは扶養手当額等を段階的に変更するため、平成29年度の取り扱いについては、本条例による改正後の規定を読みかえて適用することを定めるものでございます。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 今回の改正に伴って、配偶者手当が1万3,000円から、平成30年には6,500円になるということになっております。これは子どもがいない世帯の人たちにとって、手取りが減るということにつながってくると思うのですが、そのあたりの労働組合との話し合いというのはどういうふうになっていたのか、減額になる職員の数は何人ぐらいいるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 渡部総務課長。

○総務課長（渡部一幸君） まず、組合との関係の部分でございますが、市職労に対しましては、昨年11月7日付で人事院勧告の実施に関します協議について申し出ております。そのうちの給与改定につきましては、11月の22日付で妥結をしております。扶養手当の改正については組合のほうから申し出がございまして、継続協議としたいというお話がございましたので、その旨、継続協議を今までできております。それで、本年の2月17日付けで妥結したということでございます。

減額者の関係でございますが、昨年11月現在、これを基準に単純に計算いたしますと、扶養手当の対象者が58人おりますが、そのうちの26人が減額となるということでございます。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 今、お答えしていただいた中で、58人中26人ということで減額にな

る職員がいるということなのですけれども、最終的に給料の手取りが減ることになると、その職員の士気の低下にもつながってくる可能性もなきにしもあらずで、いろいろ多分対策をとっていかないとだめだと思うのですけれども、その辺いかがですか。

○議長（川野敏夫君） 渡部総務課長。

○総務課長（渡部一幸君） 減額者もいるということですが、今回の人勧の部分でこういった減った部分の原資を用いて、子にかかる手当額の引き上げを行うという部分もございますので、私どもといたしましては、人勧の完全実施ということで考えてございます。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第4号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

## 議 案 第 5 号

○議長（川野敏夫君） 日程第10 議案第5号歌志内市税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第5号歌志内市税条例等の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成28年法律第86号）及び地方税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令（平成28年政令第360号）の公布に伴い、関係条文を整備しようとするものでございます。

次ページの本文にまいります。

歌志内市税条例等の一部を改正する条例。

歌志内市税条例の一部改正。

第1条、歌志内市税条例（昭和29年条例第28号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料により御説明いたしますので、定例会資料7ページをごらん願います。

歌志内市税条例等の一部改正に関する資料ですが、主な改正内容は、個人住民税における住宅ローン減税措置の適用期限の延長、地方消費税率引き上げの実施時期の変更に対応した法人住民税の法人税割税率引き下げの実施時期及び軽自動車税における環境性能割の導入時期の変更に係る所要の規定の整備でございます。

附則第7条の3の2は、個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除の規定でございますが、

市民税の住宅ローン控除について、その対象となる家屋の居住年の期限を平成33年まで延長するものであり、地方税法附則第5条の4の2に基づき、平成29年4月1日から適用するものでございます。

続きまして、第2条、歌志内市税条例等の一部を改正する条例（平成28年条例16号）の一部改正について御説明いたします。

これは昨年5月の第3回臨時会で議決いただいた改正条例について所要の整備を行うものがあります。

第1条中附則第16条は軽自動車税の税率の特例の規定でございますが、軽自動車税における環境性能割の導入時期の変更に伴い規定を整備し、平成29年4月1日から適用するものでございます。

次に、第1条の2中第18条の3から資料9ページの第1条の2中附則第16条の改正については提案理由で説明いたしました法律等の公布に伴い、法人税割の税率引き下げの実施時期及び軽自動車税環境性能割の導入時期の変更に伴い、各条項の適用日を平成29年4月1日から平成31年10月1日とするものであり、各条項の内容については昨年第3回臨時会で説明した内容から変更はありませんので、説明は省略させていただきます。

資料の10ページにまいります。

附則第1条は、施行期日の規定でございます。

これにつきましては、条項の改正にあわせ説明いたしましたので省略させていただきます。

附則第2条の2は、市民税に関する経過措置の規定でございますが、市民税の法人税割の税率引き下げの時期が変更となったことに伴い規定を新設するものであり、平成31年10月1日から適用するものでございます。

附則第2条の3及び第3条は、軽自動車税に関する経過措置の規定でございますが、軽自動車税の環境性能割の導入の時期が変更となったことに伴い規定を整備するもので、第2条の3は軽自動車税の排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい軽自動車税の税率を軽減する特例措置グリーン化特例の1年延長にかかる規定を新設するもので、平成29年4月1日から適用するものでございます。

第3条につきましては、適用年度を平成29年度から平成32年度に変更するものであり、平成31年10月1日から適用するものでございます。

以上で、資料による説明を終わります。本文の附則に戻ります。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 今回の条例改正に当たって、住宅ローン控除の適用が何件ぐらいあるのかお聞きしたいと思います。

それと、軽自動車税に関して環境性能割の時期が変更になるということで、これの対象となる車はどれぐらいあるのかをお聞きしたいと思います。

もう1点、この対象となる世帯への周知なのですけれども、どういうふうに行うのかを聞きたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 小玉市民課長。

○市民課長（小玉和彦君） まず、住宅ローン控除の適用の件数の関係でございますけれど

も、住宅ローン減税の適用期限については、今回2年半を延長して平成33年12月31日までに延長されるということでございますけれども、それで平成28年度の住宅ローン減税の対象者は8件でございます、これらの方が援助の対象になるということでございます。

それから、軽自動車税の環境性能割の関係で対象となる車はどれぐらいあるのかということでございます。この軽自動車税の環境性能割の導入時期につきましては、平成29年4月1日から平成31年10月1日に変更ということでございます。

それで環境性能割につきましては、道税の自動車税と市税の軽自動車税が導入になるということでございますけれども、市税の軽自動車税の環境性能割については北海道が賦課徴収することになります。自動車取得税が廃止となりまして環境性能割が導入されるということで、軽自動車税を新車、中古問わず購入した1回限りの課税というふうになります。

平成28年度の課税ベースで試算いたしますと、平成28年度の登録は新車、中古合わせて94台でございます。そのうち半分は中古ということで、中古は50万円以下は免税というふうになりますので、大体94台の半分程度40台程度を予想しているところでございます。

周知の関係でございます。市税改正については、毎回同様に周知はしております。今回の市税改正についても広報、ホームページ等で周知をする予定でございます。

ただ、軽自動車税の環境性能割につきましては、北海道が賦課徴収するというところでございまして、北海道での周知となるということで、現在のところ周知方法はまだ不明でございます。

ただ、平成31年10月導入ですから、そこら辺の時点で北海道も周知はあると思っておりますけれども、もし北海道の周知状況が不足ということであれば、市としての広報、ホームページ等を活用して周知の検討をしてみたいというふうに思っております。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第5号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

## 議 案 第 6 号

○議長（川野敏夫君） 日程第11 議案第6号歌志内市立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第6号歌志内市立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、認定こども園の建設に伴い、開放指定校及び開放施設に変更が生じるため、関係条文を整備しようとするものでございます。

次ページの本文にまいります。

歌志内市立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例。

歌志内市立学校施設の開放に関する条例（平成12年条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料とあわせて御説明いたしますので、定例会資料の11ページをごらん願います。

第2条の表、歌志内市立歌志内中学校の項を削る。

これは、歌志内中学校の野球場の一部が認定こども園の建設地となるため、同校野球場を学校開放施設の対象から削除するものでございます。

本文の附則に戻ります。

附則、この条例は、平成29年4月1日から施行する。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

下山則義さん。

○4番（下山則義君） 学校の施設ということで野球場が除かれるという提案でございますけれども、以前から、この場所において歌志内に居住している方が総監督を務めた野球の子どものクラブチームが練習されていたというふうに記憶しております。

その方々の話によりますと、なかなかそのクラブチームということで練習場所を借りるチャンスがなくて、歌志内市のほうにお願いしていたという経緯の話を聞いております。

その後、今回の形になりましたけれども、そういった方々からの何か要望のようなこと、そして解決策といったものが見ることができたのかどうなのか、答弁をいただければと思います。

○議長（川野敏夫君） 杉山教育委員会事務局主幹。

○教育委員会事務局主幹（杉山俊宏君） 議員のおっしゃいました利用団体であります野球チームとは、昨年度の段階で御了解をいただいております、ほかの場所を探したいということでございます。その状況と今と変わりはございません。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第6号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

## 議 案 第 7 号

○議長（川野敏夫君） 日程第12 議案第7号歌志内市青少年育成及び社会体育活動災害見舞金支給条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第7号歌志内市青少年育成及び社会体育活動災害見舞金支給条例を廃止する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、市または市教育委員会が主催もしくは承認した社会体育事業等において事故等による補償の必要が生じた場合は、全国市長会市民総合賠償補償保険を適用することから、歌志内市青少年育成及び社会体育活動災害見舞金支給条例を廃止しようとするものでございます。

次ページの本文にまいります。

歌志内市青少年育成及び社会体育活動災害見舞金支給条例を廃止する条例。

歌志内市青少年育成及び社会体育活動災害見舞金支給条例（昭和47年条例第6号）は、廃止する。

この条例は、市または教育委員会が主催する大会において出場者にけが等が生じた場合に支払われる見舞金のほか、各地区がその大会に向けて行う予選会を含む選考会などで、事前に市または教育委員会において承認した活動時においても、けが等の見舞金を支払う仕組みとして昭和47年に設けられたものであります。

しかし、けが等の補償については、現在、全国市長会、市民総合賠償補償保険が適用されることから、実態として本条例を適用する事例がないため廃止しようとするものでございます。

附則、この条例は、平成29年4月1日から施行する。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第7号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

## 議 案 第 8 号

○議長（川野敏夫君） 日程第13 議案第8号歌志内市立老人寮設置条例を廃止する条例の制定に制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第8号歌志内市立老人寮設置条例を廃止する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、平成18年度から休止している歌志内市立老人寮「長寿荘」について、老朽化が著しく今後の利活用が見込めないことから、公の施設としての用途を廃止するため、歌志内市立老人寮設置条例を廃止しようとするものでございます。

次ページの本文にまいります。

歌志内市立老人寮設置条例を廃止する条例。

歌志内市立老人寮設置条例（昭和48年条例第35号）は廃止する。

歌志内市立老人寮長寿荘は老人福祉法の理念に基づき高齢者の心身の健康保持と生活の安定を図り、高齢者福祉の向上を目的として昭和48年に完成し、築44年が経過した建物であります。

財政健全化計画の一環として平成18年度に休止してから10年が経過し、老朽化により今後の利活用が見込めないこと、また、地域の景観や安全面を確保することから、本条例を廃止しようとするものでございます。

附則、第1項は施行期日で、この条例は、平成29年4月1日から施行するものでございます。

第2項は、議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用または廃止に関する条例の一部改正でございますが、定例会資料の12ページも併せてごらん願います。

本条例の施行に伴い、第2条に規定している施設のうち、老人寮を削る改正を行うものでございます。

以上でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（川野敏夫君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

下山則義さん。

○4番（下山則義君） 老朽化が著しいということで、今は全く使われていないということから廃止ということですが、そうした場合、先ほど話にもありましたように、安全面ですとか、景観ということも考えて除却ということも考えられるのかと思うのですが、このたびはそれに全くふれられておりません。このようなことはどのように考えておられるのか、答弁をいただければと思います。

○議長（川野敏夫君） 佐藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤守） 新年度におきまして解体除却の部分での予算計上はしていませんけれども、なるべく早い段階の中で解体除却をしていきたいというふうに考えておりますが、全体的な財政面もございまして、その辺につきまして御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第8号について採決に入ります。

本件は、地方自治法第244条の2第2項並びに議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用または廃止に関する条例第4条の規定により、出席議員の3分の2以上の同意を必要とする特別多数議決の案件であります。

起立により採決することといたします。

また、この場合、議長も表決権を有しますので、議長は議長席にて採決に加わります。表決を有するただいまの出席議員数は8名であり、その3分の2は、6名であります。本件について、原案のとおり可決することに賛成する議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（川野敏夫君） 全員の起立であります。

よって、出席議員の3分の2以上の賛成者がありますので、議案第8号は原案のとおり可決されました。

## 散 会 宣 告

○議長（川野敏夫君） 以上で、本日の日程は全部終わりました。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

(午前11時48分 散会)



上記会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、  
ここに署名する。

歌志内市議会議長      川    野    敏    夫

署名議員      酒    井    雅    勝

署名議員      谷            秀    紀